

## 議案第3号

### 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

### 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例（昭和26年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,415人」を「7,450人」に改め、同条第2号中「34人」を「35人」に改め、同条第3号中「41人」を「42人」に改め、同条第4号中「24人」を「25人」に改め、同条第5号ア中「480人」を「490人」に改め、同号イ中「7,675人」を「7,734人」に改め、同条第6号中「17人」を「19人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

職員配置の見直しに伴い、職員定数の調整を行うため、この条例を制定する  
ものである。